

ウォーキングイベント補助事業

募 集 要 項

この事業は、ウォーキングイベントを通して歩くきっかけづくりを行い、日常生活の歩数が増加することで、仙台市民の健康の増進を図ることを目的としたウォーキングイベントを開催する事業経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

受付期間：令和5年5月1日（月）から

令和6年1月31日（水）まで

（土日祝日を除きます）

※随時受付・審査の上交付します。

※交付予算額に達した時は、期間内に受付を終了させていただく場合があります。

申込方法：申請前に、事業内容について健康政策課にご相談ください。

「仙台市ウォーキングイベント補助金交付申請書」に必要事項をご記入のうえ、健康政策課へご持参ください。

お申し込み・お問い合わせ先

仙台市 健康福祉局 健康政策課 健康増進係

仙台市青葉区国分町3丁目7-1

TEL 214-3894

FAX 214-4446

1 応募の資格

次の要件を満たしている団体とします。(個人での応募はできません。)

- 1 本市内に事務所等を置く団体であること
- 2 政治、宗教や営利を目的としない団体であること
- 3 団体の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること
- 4 予算及び決算を適正に行っていること
- 5 助成事業を遂行できる能力を有すること
- 6 総会等意思決定の会合を定期的を開催していること
- 7 法人の場合は、法人の市民税、事業所税の申告を行い、市税を滞納していないこと
- 8 暴力団と関係を有していないこと

2 交付の要件

団体自らが実施する事業が対象で、次のすべてを実施することを要件とします。

- ① 市民が歩くことのきっかけになるようなイベントであること
- ② コースは事前に決定し、歩行距離が1キロ以上であること
- ③ 対象人数は15人以上であること
- ④ チラシの配布や掲示等イベントについて広く周知を行うこと

3 補助金額と対象経費

2に記載する事業を実施するために必要な経費の総額を上限として、予算の範囲内で補助します。ただし、参加者15人以上29人以下の場合は3万円、30人以上の場合は5万円を上限額とします。補助できる回数は、同一の団体につき同年度に1回とし、合計3回までです。

対象となる経費

- 1 イベントの周知に係る経費（印刷物作成費、広告費）
- 2 イベントの実施に係る経費（会場費、講師謝礼、保険料、消耗品費）
- 3 荒天や災害等やむを得ない事情でイベントが中止となった場合は、中止が決定する前までにかかった経費のみ補助対象経費とする。

ただし、次のものは対象となりません。

- 1 仙台市又はその他の団体が実施する他の助成制度の補助を受けている事業に対する経費
- 2 補助事業実施に要することが明らかでない経費

4 事業の期間

令和5年4月から令和6年3月末までとなります。

5 審査等

審査を経たうえで、補助金を交付する団体及び金額を決定します。

審査に当たっては、補助金支出の目的に合致しているか、事業の実効性はあるか、収支計画が合理的かつ適切か、などに着目します。

その後、補助対象となった事業の実施団体には、補助金申請に係る所定の手続きを行っていただきます。

6 応募方法

申請書類の提出前に、事業内容について健康政策課にご相談ください。

所定の申請書【仙台市のホームページ（<https://www.city.sendai.jp/kenkose/saku-zoshin/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kenkozukuri/machinaka.html>）からダウンロードできます。】に必要事項を漏れなく記入し、必要書類を添えて、仙台市健康政策課（仙台市役所本庁舎内）まで直接お持ちください。

受付期間

令和5年5月1日（月）から令和6年1月31日（水）まで
（午前8時30分から午後5時まで 土日祝日を除く）

提出書類

- (1) 仙台市ウォーキングイベント補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1-1号）
- (3) 収支予算書（様式第1-2号）
- (4) 会則等団体の目的や活動内容が分かる資料
- (5) 市税納付状況調査申請書（様式第1-3号）又は市税の滞納がないことの証明書
（任意団体の場合は、(5)は必要ありません。）